

2. 長崎県営野球場

(1) 野球場

(単位 円)

使用区分					単位	料金(新)		
入場料無料の場合 (1時間単位使用)	アマチュアスポーツに使用する場 合	児童生徒の団体 ※	土曜日、日曜日 及び休日	終日 時間外	1時間 同	2,420 2,900		
			その他の日	同 時間外	同 同	2,020 2,440		
				その他の団体	土曜日、日曜日 及び休日	同 時間外	同 同	4,820 5,810
			その他の日		同 時間外	同 同	4,040 4,850	
		その他の場合			土曜日、日曜日及び休日		同 時間外	同 同
			その他の日				同 時間外	同 同
					アマチュアスポーツに使用する場合	児童生徒の団体※	午前9時から午後9時まで	1回
			その他の団体	午前9時から午後9時まで		同	最高入場料の160人分	
	撮影(前撮りなど)の場合 (大会役員室・放送室・電光表示・冷暖房込 み)	その他の場合		午前9時から午後9時まで	同	最高入場料の480人分		
		土曜日、日曜日及び休日		終日	1時間	20,000		
	その他の日		同	1時間	15,000			

(2) 付帯設備

(単位 円)

使用区分		単位	料金(新)
大会本部役員室	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間	420
	その他の場合	同	850
記者室	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間	420
	その他の場合	同	850
監督控室	アマチュアスポーツに使用する場合	1室1時間	180
	その他の場合	同	340
放送室	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間	1,010
	その他の場合	同	2,020
審判員室	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間	260
	その他の場合	同	530
記録室	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間	110
	その他の場合	同	210
多目的室	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間	110
	その他の場合	同	210
第1会議室	アマチュアスポーツで球場と併せ使用する場合	同	1,010
	その他の場合	同	2,020
第2会議室	アマチュアスポーツで球場と併せ使用する場合	同	850
	その他の場合	同	1,700
第3会議室	アマチュアスポーツで球場と併せ使用する場合	同	850
	その他の場合	同	1,700
第4会議室	アマチュアスポーツで球場と併せ使用する場合	同	850
	その他の場合	同	1,700
4階報道室	冷暖房・コンセント代含む	1室1時間	850
スタンドコンセント		1回	530
テレビ中継車		1kw	530

※シニア(60歳以上)5名以上の団体には児童生徒料金を適用する。

			(単位 円)	
使用区分			単位	料金(新)
養生パネル			1枚	180
アンツーカー(補修用)			25kg	1,000
電光表示盤	アマチュアスポーツに使用する場合	全画面表示	1時間	1,280
		BSO/スピードガン表示のみ	1時間	660
	その他の場合		同	6,310
ピッチングマシン	アマチュアスポーツに使用する場合		1台1時間	1,360
	その他の場合		同	2,690
冷暖房設備	大会本部役員室		1時間	850
	記者室		1時間	850
	監督控室		1室1時間	340
	放送室		1時間	340
	審判員室		1時間	530
	記録室		1時間	210
	多目的室		1時間	210
	第1会議室(コインタイマー式2台)		1台1時間	300
	第2会議室(コインタイマー式1台)		同	300
	第3会議室(同)		同	300
	第4会議室(同)		同	300
	第1会議室		1回1口	850
コンセント(ワイヤレスマイク等)	第2会議室		同	850
	第3会議室		同	850
	第4会議室		同	850
	第4会議室		同	850
照明設備	照明灯の全部を点灯する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	30分	26,820
		その他の場合	1時間	268,240
	照明灯の5分の3を点灯する場合(公式競技)	アマチュアスポーツに使用する場合	30分	16,100
		その他の場合	1時間	160,950
	照明灯の5分の2を点灯する場合(一般競技)	アマチュアスポーツに使用する場合	30分	10,720
		その他の場合	1時間	107,300
	照明灯の5分の1を点灯する場合(レクリエーション)	アマチュアスポーツに使用する場合	30分	5,360
		その他の場合	1時間	53,650

(3) 広告の短根の壁面使用

(単位 円)

使用区分		単位	料金(新)
フェンス広告	内野(1塁側)	1面1年	440,000
	内野(3塁側)	1面1年	366,670
	外野	1面1年	550,000
	外野(スタンド上段) ※外野(スタンド上段)は一区画に2面入ります。	1面1年	300,000
	内野(1・3塁ダグアウト上)	1面1年	400,000

(4) 駐車場

(単位 円)

使用区分		単位	料金(新)
普通自動車、小型自動車、軽自動車	2時間以内	1台30分まで	120
	2時間を超える場合	1日1台1回に付き	620
マイクロバス	1時間以内	1台30分まで	750
	1時間を超える場合	1日1台1回に付き	2,100
バス	1時間以内	1台30分まで	750
	1時間を超える場合	1日1台1回に付き	2,100

※令和8年10月31日以前に予約された令和9年3月末までの利用については、改定前の利用料金を適用する。

【備考】

1. この表における用語の意義は次のとおりとする。
 - イ「児童生徒」…幼稚園児、小学校、中学校、高校生及びこれらに準じる者をいう。
 - ロ「休日」……国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
 - ハ「入場料」……入場料又はこれに類するものをいう。
2. 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円とする。
3. 入場料有料の場合において資料の額が入場料無料として算出した使用料の額を下回るときは、入場料無料として算出した使用料を使用料の額とする。
4. 屋内練習場の使用については、グラウンドの使用料に含まれるため、グラウンド使用申込みがある場合に限って使用できます。
5. 広告等のための壁画使用について
 - ・広告等の掲出場所は、①グラウンド内壁のラバーフェンス、②外野スタンド上段③内野(1・3塁ベンチ上)とする。
 - ・1面は、①高さ150cm、長さ10mを限度とする。
 - ②高さ130cm、長さ8mを限度とする。
 - ③高さ75cm、長さ5、5mを限度とする。
 - ・表示方法は、文字又は標章による記載に限定する。
 - ・使用期間が1年未満であるとき、又は使用期間に1年未満の端数が生じたときは月割計算の方法により算出して得た額とする。
 - ・一月に満たない使用に対する使用料の額は、1月の使用料とする。
6. 駐車場について
 - ・駐車場の使用時間は、午前7時30分から午後10時までとする。
 - ・普通自動車とは、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸奨励第74号。以下「省令」という)別表第一に規定する普通自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車及び人の運送のように供する乗車定員11人以上の普通自動車を除いたものをいう。
 - ・小型自動車とは、省令別表第一に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
 - ・軽自動車とは、省令別表第一に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
 - ・マイクロバスとは、省令別表第一に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員30人以上のものをいう。
 - ・障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)が使用するとき、5割相当額減額する(障害者手帳と駐車券を受付に提示してください)。
9. 野球場使用に関する問い合わせ先
〒852-8118
長崎市松山町2-5
TEL 095-845-2259
長崎県体育施設指定管理者
長崎DS・スポーツ協会グループ